

第219回練馬区都市計画審議会 会議の記録

- 1 日 時 平成30年12月17日（月） 午後3時～午後3時52分
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎4階 全員協議会室
- 3 出席者 田崎輝夫、斎尾直子、小林みつぐ、藤井たかし、西山きよたか、
齊藤静夫、うすい民男、上月とし子、関洋一、野本繁、加藤政春、
篠利雄、田中正裕、山本康弘、金沢景一、横倉尚、市川明臣、
練馬消防署長（代理）、練馬警察署長（代理）
- 4 公開の可否 可
- 5 傍聴人 2人
- 6 報告事項
 - 報告事項1 光が丘地区地区計画の変更原案について
 - 報告事項2 重点地区まちづくり計画を検討する区域の指定について
〔補助156号線沿道周辺（東大泉・西大泉・南大泉）地区〕

第219回都市計画審議会（平成30年12月17日）

○都市計画課長 皆様、こんにちは。本日はご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、佐野会長におかれましては、所用のためご欠席でございます。練馬区まちづくり条例第131条第4項の規定に基づきまして、本日の進行につきましては、田崎副会長にお願いしたいと思います。

それでは、田崎副会長、よろしくお願いたします。

○副会長 副会長の田崎でございます。

本日の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、ただいまから第219回練馬区都市計画審議会を開催いたします。

まず、事務局から委員の出席状況につきまして、報告をお願いいたします。

○都市計画課長 委員の出席状況をご報告申し上げます。

ただいまの出席委員数は18名でございます。

当審議会の定足数は13名でございますので、本日の審議会は成立しております。

続きまして、委員の変更についてご案内いたします。

東京都宅地建物取引業協会練馬区支部の人事変更に伴いまして、新たにご推薦いただきました方を当審議会委員に委嘱いたしましたので、ご紹介いたします。

お手元の委員名簿をご覧ください。

金沢景一委員でございます。

○金沢委員 金沢でございます。今後ともよろしくお願いたします。

○都市計画課長 どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、本日の報告事項に関連して出席している区の職員をご紹介いたします。

報告事項1、光が丘地区地区計画の案件に関連して出席してございます、地域医療担当部地域医療課長、枚田朋久でございます。

○地域医療課長 枚田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○都市計画課長 どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、土木部計画課長につきましては、誠に恐縮でございますが、本日、所用のため欠席させていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、本日の配付資料のご案内をいたします。

委員名簿のほか、机上に「第2次みどりの風吹くまちビジョン」に関連した資料といたしまして、基本計画（素案）、戦略計画（アクションプラン）（素案）およびねりま区報の特集号の3点をお配りしております。不足等、ございますでしょうか。

こちらにつきましては、本日の案件終了後にご案内いたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

○副会長 それでは議事に移りたいと存じます。案件表のとおり進めたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

本日の案件は、報告事項が2件でございます。

初めに、報告事項1、光が丘地区地区計画の変更原案について、説明をお願ひいたします。

○東部地域まちづくり課長 それでは、報告事項1、説明資料①をお願ひいたします。光が丘地区地区計画の変更原案についてでございます。

1、名称、光が丘地区地区計画。

2、対象区域は記載の98.4ha。

3、変更理由および内容でございます。本地区は、地下鉄大江戸線光が丘駅を中心とする地区で、団地建設に併せて、道路、公園、学校施設等の公共公益施設が一体的に整備され、緑豊かで良好な住環境を形成しております。

平成23年度には、都市計画で定めました一団地の住宅施設を廃止いたしまして、社会状況の変化や住民ニーズを踏まえた公共公益施設等の適切な機能更新を図るとともに、緑

豊かで良好な住環境を将来にわたって維持・保全し、周辺地域と調和のとれた地域拠点としてふさわしい市街地を形成することを目標として定め、地区計画を決定しました。

平成30年3月に策定しました学校跡施設活用基本計画および練馬光が丘病院改築基本構想により、光が丘第四中学校を閉校した後の敷地を練馬光が丘病院の移転改築先として活用する方針を決定いたしました。この方針に対応するため、地区計画の変更を行うものでございます。

また、加えて、公園機能の増進に資する公園施設の設置を可能とするための所要の変更を行うものでございます。

4、これまでの経過です。平成23年8月に一団地の住宅施設の廃止および地区計画の決定をしております。平成30年3月には、学校跡施設活用基本計画および練馬光が丘病院改築基本構想を策定いたしました。11月9日、10日の2日間で、地区計画の変更素案の説明会を実施しております。

5、今後の予定でございます。本日、原案のご報告後、12月21日から都市計画原案の公告・縦覧、意見書の受付など、都市計画の変更に係る所定の手続を進めまして、平成31年4月に都市計画決定の予定でございます。

添付資料といたしまして、変更原案を3ページから14ページに、現況写真を15ページに、また、素案説明会の資料を別添説明資料②として、それから、現行の地区計画のパンフレットを参考資料として添付してございます。

変更の内容につきましては、説明資料②、素案説明会資料によってご説明をいたします。説明資料②をお願いいたします。

なお、変更素案と今回ご報告する変更原案の内容は同一のものでございます。

まず、まちづくりの経緯につきましては、先ほど変更理由および内容でご説明をさせていただきました。

「変更素案作成まで」というところでございますが、平成29年7月に光が丘第四中学校の平成30年度末での閉校を決定いたしました。これを受けて、平成30年3月に学校跡

施設活用基本計画および練馬光が丘病院改築基本構想を策定いたしました。この中で、光が丘第四中学校敷地を練馬光が丘病院の移転改築先として活用する方針を決定いたしました。

また、光が丘地区におきましては、四季の香公園の中で、ローズガーデンの拡充や花とみどりの相談所の大規模改修を予定してございます。これらの改修工事を契機といたしまして、公園機能の増進に向けた検討を進めていく必要があります。

これらの動向を踏まえまして、地区計画の変更素案を作成したものです。

3ページをお願いいたします。「光が丘地区地区計画変更素案について」というところでございます。今回は、練馬光が丘病院の移転改築に関連する部分と、都市公園における用途の制限、この2点の変更を行います。変更部分につきましては、記載のとおり、赤書きや下線で表記をしてございます。

(1)の名称、位置および面積です。図に示した赤の斜線の部分が光が丘地区地区計画の範囲でございます。

(2)の地区計画の目標については変更ございません。

4ページをお願いいたします。区域の整備、開発および保全に関する方針の土地利用の方針です。この地区は8つのブロックに区分して、それぞれの地区の方針を定めております。下の表にあるとおり、①の住宅地区、それから⑧の公共関連地区。今回の変更にかかわるのは、この①と⑧でございます。

まず①の住宅地区でございます。この中には、住宅や公園、学校というものも含まれております。説明の2行目になりますが、公共公益施設等は、社会状況の変化や住民ニーズを踏まえ、必要に応じて適切な機能更新を図るとしてしております。

つぎに、⑧の公共関連地区につきましては、学校跡施設を活用し、教育・文化振興、福祉・医療、コミュニティ・産業振興に関連する施設など、社会状況の変化や住民ニーズを踏まえた施設の整備を行うとしております。

5ページでございます。上段が現在の状況、下段が変更後となります。光が丘第四中学

校の閉校に伴いまして、現在の①住宅施設から、ほかの学校跡施設と同様の⑧公共関連地区に変更いたします。

6 ページ、7 ページは変更ございませんので、8 ページをお願いいたします。

建築物等に関する事項でございます。建築物等の用途の制限といたしまして、表の中の赤色の字で示した部分が、変更や追記をした部分になってございます。変更の内容の説明は9 ページの上部になってございます。

9 ページをお願いいたします。

まず、面積の変更がございます。①の住宅地区から⑧の公共関連地区への区分を変更したことによって、面積が変更しております。また、③の商業・住宅複合地区でございますが、これについては、位置の変更はございませんが、①から⑧の面積を再度計測し直したところ、数値に差異があったため、今回の変更にあわせて訂正をするものでございます。

もう一つの変更点は、①の住宅地区における建築物等の用途の制限に関する規定に、都市公園法に規定する公園施設として設置する場合を除くという旨を追加するものでございます。表の①の住宅地区の欄の下のほうの3番にございます、店舗、飲食店その他これらに類するものがこの地区では建築できないというような定めになっておりました。ここに、こういう規定を設けることによりまして、公園施設として売店や飲食店などの施設を設置できるようにするものでございます。

9 ページの以下の部分につきましては、変更はございません。

参考資料としまして、現在の光が丘地区地区計画のパンフレットを添付してございます。後ほどお目通しをいただければと存じます。

説明は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副会長 説明は終わりました。

本件につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、発言をお願いいたします。

○委員 地区計画の変更の内容ではなくて、ちょっと関連の質問ということで教えてください。今回、公立の中学校が閉校になって、それに伴いということなんですが、公立小・

中学校の跡地というのはこれからも出る可能性があると思うんですけども、何か区の中で、その後、優先的にこういうふうを活用していくというような基本方針みたいなものはあるのかどうかということをお教えください。

○東部地域まちづくり課長 統廃合によりまして、どこの地域に何をつくるという全体的な基本方針のようなものが定まっているということは、私どもで聞いてございませんが、これまで、この光が丘地区で閉校になった学校がどのように活用されているかといいますと、防災学習センター、こども発達支援センター、また、アオバイインターナショナルというような活用がされているところでございます。やはり各地域によってニーズが違いますので、例えば統廃合によって閉校になる学校があれば、その地域のニーズを捉えて活用していくことになるかと考えてございます。

○副会長 ほかにご質問等、ございましたら。

○委員 同じように、背景についてご説明いただければありがたいという、そういう質問をさせていただきます。

今回、閉校する中学校の敷地に病院が移転する、そういう形になります。それで、今、中学校が閉鎖されるということもあるものですから、背景としては、デモグラフィクスの大きな変化があるということだろうと思います。それで、そのデモグラフィクスの大きな変化がある中で、光が丘は今後どんな方向に向かっていくと区がお考えになっているのかということと、それから、それにあわせて病院が移設されることになりましたが、その病院はデモグラフィクスの変化に対応して、性格が変わるのか、変わらないのか、あるいは規模が変わるのか、変わらないのか。これは本来、ここの議題ではないと思いますが、それは承知の上で、あえてお尋ねしたいと思います。

それから、病院自体が、移転した後はどういう形になるのか、教えていただければありがたいと思います。

○東部地域まちづくり課長 前段の光が丘の方向性というものでございます。光が丘は多くの建物が30年ほど前につくられたということで、当面の間は、現在の建物と土地利用

にそんなに大きな変更はなく、建物の補修、大規模改修というような形で存続されることになると思っております。

一方、例えば今、清掃工場の建替えが行われておりますが、清掃工場は耐用年数がほかの建物と比べると非常に短いので、先行して建替えをしております。今回の学校の統廃合というのは、少子高齢化ということが背景になってございますので、こういう社会状況の変化等に対応した、部分的な施設の改修というものは、今後もいくつか出てくるかと思っております。

将来についてですが、やはり建築後60年ぐらいを目途に、全体的な建替えというような時代がいずれはやってくると考えてございまして、これにつきましては、やはり多くの方がお住まいになっているので、改めて地域の皆様と一緒に光が丘の将来像のようなものを描いて、それから建替えに臨んでいくというような流れになるかと考えてございます。

○地域医療課長 病院の性格、規模についてお答えさせていただきます。

病院はこれまで急性期の病院として行ってまいりました。救急や小児、周産期、それから災害時医療について取り組んできたところでございます。これらにつきましては、今後も充実を図ってまいります。それから、もう一つは、現在、病床機能といたしまして、回復期という病床が練馬区内で少ない状況でございます。そういうところから、回復期の機能の病床を増床していくというような考えでございます。今、東京都に115床の病床申請をしておりますが、その結果が出るのが3月末になっておりますので、それまではどれぐらいの規模になるかというのはわかりませんが、100床程度の増床を考えているところでございます。その100床程度の増床部分については、回復期の病床にしていきたいと考えてございます。

それから、跡施設の活用、今の病院をどのようにするかにつきましては、まだ決まっております。建物調査等をいたしまして、将来の区民ニーズですとか、光が丘地域のまちづくりなどを踏まえまして、幅広い観点で最も効果的な活用を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○副会長 ほかにご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見、ご質問等がなければ、報告事項1を終わりにさせていただきます。

続きまして、報告事項2、重点地区まちづくり計画を検討する区域の指定（補助156号線沿道周辺地区）についての説明をお願いいたします。

○西部地域まちづくり課長 それでは、私から報告事項2の説明資料を用いまして、重点地区まちづくり計画を検討する区域の指定（補助156号線沿道周辺（東大泉・西大泉・南大泉）地区）について、ご報告いたします。

今回ご報告いたします、重点地区まちづくり計画を検討する区域の指定についてでございますが、まずは重点地区まちづくり計画とはどのようなものか、ご説明したいと思えます。

重点地区まちづくり計画は、区が重点的かつ積極的に特定の地区のまちづくりを進めようとする際に、地区計画などの具体的なルールをつくる前に、まずその地区の目指す目標や方針を定める計画でございます。早い段階から地区住民の意向をまちづくりに反映させていくための制度でございます。

説明資料の9ページをお開きください。

重点地区まちづくり計画を定めるための手続を記載しております。こちらのページは、練馬区まちづくり条例のあらましという図書の抜粋でございます。

練馬区では、住民参加によるまちづくりについて、その基準や手続を制度的に位置づけることなどを目的といたしまして、練馬区まちづくり条例を定めております。条例では、様々な住民参加の仕組みを定めておりますが、先ほどご説明しましたように、重点地区まちづくり計画もその一つでありまして、練馬区独自の制度でございます。

一連の手続の最初に当たるものが、このページのフロー図の一番上に記載しております、

重点地区まちづくり計画を検討する区域の指定、公表でございます。

この区域で今後まちづくりを検討していきます、と区が宣言をするという意味合いで、区域を指定し、公表するものでございます。フロー図の下でございますが、公表後、3週間、意見書の提出期間を設けまして、意見書の提出がございましたら、区の見解とともに公表してまいります。

重点地区まちづくり計画を検討する区域が決まりましたら、その下でございますが、地区住民等の意向を反映させるための措置として、まちづくり協議会を設置するなどいたしまして、具体的なまちづくり計画の検討を行っていくものでございます。

以下、資料にあるような流れで手続を進めてまいりまして、重点地区まちづくり計画を決定していくものでございます。

1 ページにお戻りください。今回の地区の内容についてご説明いたします。

1 番、概要でございます。都市計画道路補助156号線の未着手区間については、第四次事業化計画において優先整備路線に位置づけられております。現在、東大泉四丁目から西東京市境までの延長約1,410mの区間において、事業者である東京都が、事業着手に向けて測量作業を進めているところでございます。

区は、156号線の整備にあわせまして、沿道での周辺環境と調和した土地利用を促すとともに、その周辺地区では、みどり豊かで快適な住環境の形成を目指してまちづくりを推進することとしております。

今後、地域の皆様とまちづくりの協議を進めていくに当たり、練馬区まちづくり条例第42条に規定いたします「重点地区まちづくり計画を検討する区域」を定め、公表していくものでございます。

2 番、対象区域でございます。記載の東大泉、西大泉、南大泉の各地内の約85.6haでございます。

4 ページをお開きください。今回の区域の区域図を記載しております。

今回の区域でございますが、図面の北側につきましては、平成28年に都市計画決定を

しております放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画の区域の境界でございます。現地、水路敷と白子川を境にしております。西側は、練馬区と西東京市との行政境、南側は西武池袋線、東側は補助156号線の起点を基本といたしまして、町会区域や町丁目などを勘案して決めております。このような区域を、今回、検討する区域と定めるものでございます。

1 ページにお戻りください。3番、これまでの経過でございます。

平成27年9月、保谷駅周辺の約118haの範囲で、地域の方々がまちの課題や解決の方向性を話し合う場といたしまして、保谷駅周辺地区まちづくり協議会が設立されました。その後、平成29年2月、協議会から提出されましたまちづくり提言書において、補助156号線の整備を見据え、沿道のまちづくりを推進するよう提言を受けております。

平成30年8月、新たに156号線沿道の協議会を立ち上げるため、第1回補助156号線沿道周辺地区まちづくり準備会を開催しております。そのような経過を経て、今般、検討区域を指定するものでございます。

2 ページをお願いします。4番、今後の予定でございます。

本日、本審議会に報告をさせていただきます。年が明けて、1月11日から2月1日までの3週間、検討区域の公表、意見書の受付を行ってまいります。来年1月には、第2回目のまちづくり準備会を開催いたします。2月には意見書の要旨と区の見解書を公表させていただきますが、こちらは意見書が提出された場合でございます。

4月以降、156号線沿道周辺地区のまちづくり協議会を設立しまして、具体的な重点地区まちづくり計画の検討を進めていきたいと考えております。

5番、添付資料でございます。順を追ってご説明いたします。3ページをお開きください。

重点地区まちづくり計画を検討する区域の指定の理由書でございます。

1番、検討する区域の名称でございますが、記載のとおりでございます。

2番の理由でございますが、先ほどの概要と重複いたしますので、割愛させていただきます。

ます。

3番、整備方針でございます。補助156号線の整備を契機といたしまして、沿道では周辺と調和しつつ、建物の中層化を図り、周辺地区では、適切な生活道路を配置し、みどり豊かで快適なまちの形成を推進するというものでございます。

4ページは、先ほどご説明しました区域図でございます。

5ページから7ページまでが、詳細図となっております。

9ページが先ほどご説明いたしました、重点地区まちづくりの手の流れでございます。

10ページをお開きください。現地の航空写真を掲載しております。

11ページは、現況写真でございます。10ページの番号と対になっておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○副会長 説明は終わりました。本件につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、発言をお願いいたします。

○委員 156号線を中心課題として、まちが動く。その前に保谷駅周辺の協議会が一定の提言をされて、その中にも156号線があるという話でしたよね。156号線に関しては、知り合いの町会長さんも、ある人から反対運動に加わってくれないかというようなお誘いも受けたりして、多分、今は、それは少し距離を置いていると思うけれども、そういう地域の動きがあります。

それで、戻りますけれども、保谷駅周辺の提言ということで、156号線も当然その中に入っていたんだろうと思うけれども、そのほかに保谷駅周辺で目立った、代表的な提言内容というのは簡単に紹介できますか。

○西部地域まちづくり課長 保谷駅周辺地区に関しましては、平成27年から約2年間活動しておりまして、その内容をまとめたものが提言書として提出されたということでございます。

広い118haのエリアを課題別に3つのゾーンに分けて提言を受けておりまして、その一

つが156号線沿道まちづくりでございます。

2つ目は、保谷駅前地区のまちづくりでございます。保谷駅南口に東京都道がございますが、幅員が狭くて、歩道がついていない道で車が錯綜しているため、通勤客や買い物をする方々が非常に危険であるということで、その解決に向けて、例えば建替えのときにセットバックをすとか、そういうルールができないかということで提言をいただいております。現在、商店街の方々、権利者を中心に話し合いを進めているところでございます。

それから、もう一つの地区は、駅南側に広がります、生産緑地等みどり豊かな住宅環境をどのように守っていくかということでございまして、こちらにつきましても、今、営農者等のヒアリングをしております、どのような施策が考えられるかということを経験の方々と話し合っているところでございます。

以上でございます。

○委員 そうすると、駅周辺でいうと、駅、線路南側については、今回の重点地区の80何haには入らないけれども、その部分の駅周辺のものとは農地関係のものは別個で動いているという、それはそれでいいんですね。そうであれば結構です。

それで、これは156号線を北に上がると放射7号線があって、それから、230号線も入るんだけど、いずれもたしか、この手法、重点地区まちづくりを経ずに一定の動きをさせたというふうに理解していますが、今回との違いは何ですか。

○西部地域まちづくり課長 放射7号線に関しましては、このような重点地区まちづくり計画をかけて、地区計画にしておりますので、今回の156号線と同じ手続を踏んでおります。一方、その北側の230号線周辺に関しましては、まちづくりの機運や地元との話し合いの状況等を踏まえて、重点地区まちづくり計画を立てずに地区計画を決定したと聞いております。

以上でございます。

○委員 放7は同じ手法をとりましたよということであれば、この会場にも放7のまちづくり委員をなさっていた方も多分いらっしゃると思うけれども、放射7号線を契機として、

一生懸命、地域で集まって、それで、最後、例えば道路の交差点のあり方とか、いくら提言しても、最終的には東京都は全然地域に諮らずに地図をつくってしまって、あの勉強会は何だったろうという意見があるんですよ。自分も四建のやり方には反発しました。

これからまちづくりの協議会ができるようだけれども、今回も同じ手法をとるとしたら、それって何というふうに私なんかは反応してしまいます。この重点まちづくりは結構なんだけれども、156号線は四建の大きな政策マターになります。この辺りの40、80という建蔽率、容積率が残っている地域も関係しているようだから、まちづくりの検討に当たってはその辺の意見というのも大事に酌み上げてもらいたいと思うけれども、放射7号線ときは、勉強会の意見を聞いてはくれたけれども、都市計画道路のあり方で計画を最終的にこうですよと言ったときに、メインのところについてはほとんど意見を聞いていないという声があります。それに対して、どう答えますか。

○西部地域まちづくり課長 放射7号線沿道周辺地区のまちづくり協議会をやっている最中に、都施行であります放射7号線の横断箇所に関して様々なご意見をいただいていたと私どもも聞いております。その都度、施行者である東京都に対して、区が地域の声を届けてきたと聞いておりますが、2年前、区も聞いていない状況で信号や横断の箇所を示した看板が現地に突然できておりますので、その点に関しましては説明を求めてきましたし、東京都の説明では、現在も交通管理者と協議中のございまして、整備を進めていく中でそのようなことを話し合っているところだと伺っております。

今回の156号線も同様に、東京都施行の道路でございますので、横断箇所等、まちづくりとはいってもそういったご意見が出てくるかと思えます。その都度、話を東京都に上げるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員 申し訳ない。心配性だから、あえてその部分を意見としてもきつく申し上げておきますし、強くその部分は皆さんも承知しておいてほしいなと思えます。あれはなかったからね。北園交差点にあんなでっかい看板が出ちゃって。

それで、この156号線に戻りますけれども、東大泉四丁目から南大泉と西大泉の一部を経て、保谷、西大泉の部分で切れるので、意見といっても、やっぱり地域によって抱えている課題とか駅の利便性とか、それから、みどり豊かというような話もおっしゃっているけれども、みどり豊かでない丁目もあるし、その辺、これだけ広いところを区域とした場合に、区として、そういう意見の集約というのは、今現在はどうか考えているんですか。いろいろな意見が出るよね。地域によって全然違うから。東大泉四丁目の一部は大泉学園駅から歩いてそれこそ3、4分、それから西のほうは保谷駅だし。それはどうなんですか。

○西部地域まちづくり課長 約1.4kmの都市計画道路の周辺地区ということで、駅勢圏が東側は大泉学園駅、西側は保谷駅を使っている方が非常に多いということは認識しております。今回のご報告は、重点地区まちづくり計画を検討する区域の指定でございますので、先ほどご説明したように、今後このエリアでまちづくりを進めていくという区の宣言でございます。地域の方々、いろいろな特性があろうかとは思いますが、今、準備会に参加いただいている方々というのは、地域の町会、商店会からご推薦いただいたメンバーで、これまでに準備会を1回開催し、年明けにもう1回開催する予定でございます。その際には、広く地域の方々のご意見を賜るために、公募に関してお諮りして、その後、公募メンバーを決めていきたいと考えております。そのような構成の中で、様々なご意見をいただきながら、まちづくりを考えていこうと考えております。

以上でございます。

○委員 最後にします。

放射7号線でもまだ大変な部分が残っているけれども、156号線というのは、残念ながら、さらに住宅が既にでき上がっているところの計画ですから、本当に東京都の動きを含めて、区もウォッチしておいてもらう必要があると思います。放射7号線については、大泉学園の南地区の区画整理をやらないという宣言をしてから、ざっくばらんに言うと、反対の意見というのはそうはなかったんですけども、今回の156号線は、同じ東西の道路として、その事業のやり方もやっぱり地域でいろいろな動きが出ているということもやけ

に聞こえてくるように私自身は感じているので、事業主体の東京都を含めて、区ともその部分はちょっと密にやっておいてもらいたいなというふうにお願いを含めてであります。最後に伺って終わります。

○西部地域まちづくり課長 都施行の路線ではございますが、今までも東京都とは連絡を密に行っておりまして、説明会にも私どもも傍聴に行って、いろいろ内容を聞いているところでございます。今後、まちづくりの協議の中でも、道路整備に関するご質問、ご意見等をいただくとと思いますが、そういったことも情報共有しながら、まちづくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副会長 ほかにご質問、ご意見等ございましたら。

○委員 今、委員のほうから説明がありましたけれども、私は放射7号線のほうの関連があったのですが、要は住民の意見を聞いて、そこで納得してその図面が引かれて、東京都のほうに提示されたわけですね。ところが東京都から返ってきて、広告が出てきたら、図面が全く違ふと。これでは住民が納得しませんよ。そういうことをやってほしくないんです。それであれば、どうしてこうなったんだという意味を、きちんと住民に説明してほしいんです。それがいいまま、ずっとここまで来ているんです。いまだに連絡がありません。四建の方が支部会に来て話をしましたけれども、依然としてその説明がされていない。この道路で分断されてしまって、人が渡れない。今、放射7号線はそういう道路としてできてきているんです。だから、この156号線ではそういうことが絶対あってほしくない。このことを言うておきます。

以上です。

○西部地域まちづくり課長 先ほども答弁させていただきましたが、東京都とは逐次連絡を取り合って、情報共有をしているところでございます。今、委員からありました透明性であるとか、説明責任というのは、当然のことでございますので、今日いただいた意見も含めて、放射7号線、156号線の施行者である東京都に意見として伝えていきたいと考え

ております。

以上でございます。

○副会長 よろしいですか。

ほかにご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ご質問、ご意見等がなければ、本件報告事項2を終了させていただきます。

これで本日の案件は全て終了いたしました。

最後に事務局から報告がございます。

○都市計画課長 事務局から2件、ご報告がございます。

まず1件目でございます。本日、机上に配付させていただきました「第2次みどりの風吹くまちビジョン」につきまして、簡単にではございますがご報告をさせていただければと思います。

本日は区報特集号と、それから緑とグレーの冊子をお配りしてございます。区報のほうが多まっていますので、こちらを中心にご説明をしたいと思います。

12月11日のねりま区報の特集号でございます。こちらの1ページ目、子どもたちの写真の下のところを見ていただければと思います。

グランドデザイン構想の実現を目指し、区政改革計画を取り込み一体化した、新たな総合計画「第2次みどりの風吹くまちビジョン（以下「第2次ビジョン」）」の素案が多まりました、との記載がございます。

本審議会でもご報告いたしました。昨年6月にグランドデザイン構想ということで、練馬区が目指しますおおむね10年後から30年後の将来像というものをお示しいたしました。こちらを実現するための計画ということで、第2次ビジョンを定めたものでございます。

この第2次ビジョンにつきましては、今、申し上げましたグランドデザイン構想の実現の道筋を示す基本計画、具体的な実行計画であるアクションプランの2部で構成されてご

ございます。この基本計画というのが緑の冊子、それからアクションプランのほうがグレーの冊子でございます。

区報特集号をお開きいただければと思います。

今回の第2次ビジョンにつきましては、平成31年度から平成35年度までの5か年の取り組みということで、練馬区が5か年の中で取り組む施策等につきまして取りまとめたものでございます。

施策につきましては、6つの柱がございますが、その中で、柱4、緑色のところがまちづくりに関係するところでございます。「安全・快適、みどりあふれるまち」という柱のフレーズでございまして、この施策、柱を牽引していく2つの大きなプロジェクトをリーディングプロジェクトということでお示ししているところでございます。

まず1つ目は、「都市インフラの着実な整備」でございます。ただいまもご議論ございましたが、都市計画道路の整備ということで、区の都市計画道路の整備率は23区の平均を大きく下回っておりますので、特に西部地域を中心といたしまして、都市計画道路の整備を着実に進めていくというものです。それから、区内には鉄道空白地域が残されておりますので、大江戸線の延伸等鉄道のインフラも整備していくというような基本の考え方をお示ししてございます。それに加えて、西武新宿線の連続立体交差化につきましても位置づけているものでございます。

もう一つのリーディングプロジェクトは、「みどりに恵まれた環境を未来へつなぐ」というものです。みどりのネットワークを形成いたします公園等につきまして、積極的な整備を推進していくというものでございます。稲荷山公園、大泉井頭公園等を中心に拡張・整備を進めていくというものでございます。

また、このリーディングプロジェクトのほかにも、中心的な取り組みといたしまして、「地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」」ということで、密集事業等に加えて、危険性が懸念される地域につきまして、区独自に「（仮称）防災まちづくり推進地区」というものを新たに位置づけまして、災害に強いまちづくりを積極的に進めていくというも

のでございます。

「その他の取り組み」ということにつきましても、こちらに記載している項目等につきまして、この5年間で積極的な取り組みをしていくというものでございます。

続いて、4ページをご覧くださいければと思います。

柱5「いきいきと心豊かに暮らせるまち」というものがございます。その中の取り組み2につきましては、生産緑地等まちづくりにも関係いたします。「農と共存するまちづくりの推進」ということで、様々な制度を活用して農地保全に取り組むというものでございます。

また、新しく制度化されました田園住居地域の指定に向けた検討や、地区計画等のまちづくりの手法等を取り入れた区独自の農地保全制度について研究し、国・都と調整を進めていくということも記載させていただいているところでございます。

続いて、本紙面の一番下の段の左側をご覧くださいければと思います。

このような素案を公表した段階でございまして、現在、区民の皆様のご意見を伺っているところでございます。

本日、素案をお配りしまして、今の段階ですべてを見ていただくのは難しいと存じますので、ご一読いただきまして、ご意見等ございましたら、1月18日までに本件について担当している企画課、もしくは私ども事務局でもお受けいたしますので、ご意見をいただければと思います。

また、その右をご覧くださいければと思いますが、「担当職員が「オープンハウス」でお答えします」ということで、今回のビジョンの内容につきまして、各地域で、区民の皆様にご説明する会ということで、オープンハウスというものを開催しております。

既に昨日、早宮地域集会所で実施いたしましたが、明日以降も1月15日まで、ココネリホールをはじめ区内各施設でパネル展示等によりご説明等をさせていただきます。お近くの場所でお時間等ございましたら、ぜひお越しいただきまして、区職員にお尋ねいただければと思います。

続きまして、こちらの緑の冊子につきまして、簡単にではございますが、見方等についてご説明させていただきます。

5ページをご覧くださいと思います。こちらは目次で、「序章」から「おわりに」まで項目がございますが、第1章につきましては、「区を取り巻く状況」ということで、日本国内の状況等も踏まえまして、区の今の社会状況の認識を記載させていただいております。

その第1章を踏まえた中で、「区が目指す方向性」につきまして、第2章で記載させていただいております。

そして、第3章につきましては、先ほどご案内した「6つの施策の柱」ということで、具体的なお説明をさせていただいております。

施策の柱4につきましては、28ページでございます。こちらのほうで、先ほどご説明しました内容を具体的に記載させていただいております。ご覧くださいと存じます。

また、グレーの冊子のアクションプランでございます。こちらにつきましては、表紙をおめくりいただきますと、各柱の戦略計画を記載させていただいております。施策の柱4につきましては、11から15の戦略計画を記載させていただいております。11が防災関係の施策、以下、交通インフラの整備、駅前と周辺のまちづくり、みどり関係、そして自立分散型エネルギー社会というようなものを戦略計画として位置づけております。

また、柱5で、先ほど申し上げましたような農地の関係も記載させていただいておりますので、こちらのほうもご一読いただければと思います。

簡単なお紹介ではございますが、以上でございます。ぜひご意見等ございましたらお寄せいただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○副会長 ただいま「第2次みどりの風吹くまちビジョン(素案)」についての説明がありました。これは現在、パブリックコメントを実施しているということでございますけれども、この場でも今のご説明等を受けて、何かご質問とか、あるいはご意見等がありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうからもう一件、連絡がございます。

○都市計画課長 事務局から2点目のご案内でございます。

次回の審議会の日程につきまして、ご案内いたします。

次回の都市計画審議会は、3月20日、水曜日、午後3時からを予定してございます。

議案といたしまして、大泉学園町六丁目公園の決定などを予定してございます。

開催通知は改めてお送りいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日が今年最後の審議会でございます。1年間、どうもお世話になりました。ありがとうございました。

また来年もよろしくお願ひしたいと存じます。どうぞよいお年をお迎えいただければと思います。

○副会長 それでは、これで本日の都市計画審議회를終了いたします。

ありがとうございました。